

会 議 録

第 9 回宮古島市教育委員会（定例会）・臨時会）

日 時	平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日（木） 午後 2 時 0 0 分 開会
場 所	城辺庁舎インキュベート室
出席委員名	委員長 宮國 博 委員 佐平 博昭 委員 下地 信輔 委員 佐和田 貴美子 教育長 川満 弘志
欠席委員名	
説 明 員	教育部参事 與那嶺 大
事 務 局 員	教育部長 田場 秀樹 生涯学習部長 垣花 徳亮 教育総務課長 垣花 和彦 総務係長 松堂 英彦
欠席事務局員	

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	会議録の承認について	承認
報 告	教育長報告	—
議案第34号	宮古島市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について	可 決
議案第35号	宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について	可 決
議案第36号	宮古島市学校区審議会委員の任命及び委嘱について	可 決
そ の 他	平成26年度一般会計当初予算（要求）（教育費）について	—

そ の 他	12月定例議会一般質問要旨・答弁について	—
-------	----------------------	---

備 考		
-----	--	--

会 議 録

宮國委員長	<p>これより第9回教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程第1承認事項 会議録の承認でございます。 お手元に会議録が配られていると思いますので、ご確認をお願いいたします。</p>
宮國委員長	<p>それでは会議録について、ご異議がなければ承認をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>第8回定例会、第5回臨時会の会議録は承認でございます。 続きまして日程第2 教育長報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>※教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告。</p>
宮國委員長	<p>では、報告されました日程の中で説明が必要な箇所がございましたらどうぞご発言をお願いします。</p> <p>続きまして日程第3 議案第34号 宮古島市教育委員会職員の 服務規程の一部を改正する訓令についてご提案をお願いします。</p>
川満教育長	<p>議案第34号 宮古島市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、学校（園）の市費負担職員（司書・用務員・幼稚園教諭）の服務に関する規定を設けるには、規程の一部を改正する必要があるため、本案を提出いたします。詳細につきましては、教育総務課長から説明をさせます。</p>
教育総務課長	<p>それでは説明をします。新旧対照表で説明をしたほうが分かりやすいかと思っておりますので、新旧対照表を使いまして説明をしたいと思います。</p> <p>前回の委員会の中でも、概要については説明をいたしましたが、宮古島市教育委員会の学校職員、それから事務局職員、教育機関の職員がいますけれども、学校に配置をされております市費職員、図書館司書、用務員、そして幼稚園教諭。厳密にいきますと、この3</p>

種の職員に関する服務規程というのが今整理をされていない状況にありまして、これも一括でまとめて教育委員会の任命に係る職員という形で服務を規定をしたいということで今回提案をさせていただいております。

現行の宮古島市教育委員会職員服務規程、新旧対照表でいいます現行の部分ですが、第1条で「この訓令は宮古島市教育委員会（学校教育法第1条に規定する学校を除く）に属する一般職の職員の服務に関し」ということになっております。つまり、小学校・中学校・幼稚園の職員は、この現行の宮古島市教育委員会職員服務規程の対象から除くという規定になっております。ですから、この中で学校にいる市費の職員も宮古島市教育委員会職員服務規程に該当するような形にしたいということで、第1条を「宮古島市教育委員会の任命に係る職員」というふうに改めたいということでございます。

これに伴いまして「準用規定」、これも従来ですと宮古島市職員の服務規程を宮古島市教育委員会の服務規程のほうに準用するというもので、第2条から29条までというふうになっておりますけれども、第2条から第38条までにしたいということです。これは制定された当初に比べると条文がかなり追加されておりますので、その後の追加条文についても、準用するという形になっております。

それから、読み替え規定、準用規定の中の第2条第2項。こちらのほうは読み替え規定が従来ありましたけれども、この読み替え規定を全部省きまして、その変わり第3条で委任という形で「この規定に定めるもののほか、服務に関する様式、その他職員の服務に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」という条文を新たに追加しております。前回読み替え規定をさらに細かくして提案しましたけれども、職階級との間に疑義があるということでございましたので、様式等については読み替え規定、それを条文で規定するのではなくて、様式を別に定めるという形で今回は提案させていただいております。

※様式について説明あり。

宮國委員長

質疑ございませんか。

（質疑なし）

それでは、議案第34号について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

では、議案第34号については、原案のとおり可決されました。

宮國委員長

続きまして日程第4 議案第35号 宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令についてご提案をお願いします。

川満教育長

議案第35号宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、市費一般職員の履歴書提出に関する規定を削除する必要があるため、本案を提出します。それではこの件につきましても教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは説明をいたします。これにつきましても新旧対照表のほうに分かりやすいと思いますので、新旧対照表のほうで進めていきたいと思います。

これは宮古島市学校職員の服務規程ということになっております。その中で先ほど説明しましたとおり、学校職員服務規程の中でいう職員というのは、県費の職員になっております。ところが、この服務規程第5条で職員は履歴書を提出しなければならないという定めがあるんですけど、履歴書の提出部数については別表のとおりということで別表が県費負担職員、それから市費負担職員というふうに分けられています。ただ、この宮古島市学校職員服務規程でいう職員というのは県費負担の職員のみとなっておりますので、市費負担職員の履歴書提出というのが、この規程でいいます職員以外です。別表にあるというのが不適切な状況になっております。この市費負担職員の分の履歴書提出の部分を削るという形でございます。市費負担職員の履歴書提出については、宮古島市教育委員会の任命に係る職員の中で定められておりますので、学校職員の服務規程の中で規定する必要はないということでございます。

宮國委員長

従来までは、ここになくてもいいものが、入っていたわけですね。これは市費負担職員、県費負担職員の場合には、県の条例、もしくは訓令の中で出ているはずですから、この通りにしなければならないわけですね。それが市費の職員に対しても同じような扱いをされていたので、市費は市費の職員として変えていこうと、こういうことです。そして変えた場合のものは、右側のほうにある改正案として提案されております。無くなるということですね。

教育総務課長 その別表の中に入れるというのが、ちょっとおかしいということです。

宮國委員長 はい。

教育総務課長 条文の規定がありますけど、宮古島市立学校職員服務規程第2条で、この訓令で職員とは、学校管理規則第15条第1項及び第2項に規定する職員をいうというふうになっております。これは何かというと、学校の先生方なんですね、県費の職員。これを市立学校職員の服務規程の中では職員というふうに示しております。この履歴書提出に関する条文第5条になるんですけど、この中で職員は着任後7日以内に履歴書、様式第2号を作成して校長に提出しなければならない。前項の規定により提出する履歴書の部数は別表のとおりとするということで、この別表が出来てきているんですけど、第5条でいう職員とは学校の先生方、つまり、県費負担職員になっていきますので、市費負担職員はこの規程でいう職員にはあたらないということです。

宮國委員長 質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、議案第35号について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

では、議案第35号については、原案のとおり可決されました。

宮國委員長 日程第5でございます。議案第36号 宮古島市学校区審議会委員の任命及び委嘱についてご提案をお願いします。

川満教育長 議案第36号 宮古島市学校区審議会委員の任命及び委嘱について。上記の議案を別紙のとおり提案します。提案理由、宮古島市学校区審議会委員の任命及び委嘱をする必要があるため、本案を提出いたします。資料について参事のほうから説明をします。

教育部参事

別紙のほうをご覧頂きたいと思います。宮古島市学校区審議会条例の中で、委員の人数が15名以内となっております。今回15名の一応候補ですけど皆さんからの承諾書も得てありますので、来月の早い時期に日程を調整次第、委嘱状の交付、任命をしたいと思っております。

会長を決定次第、教育委員会からの諮問でもって学校区の審議をしていただこうと思っております。任期は交付の日から2年間です。

この中でJC理事長の任期は12月31日に切れるということですが、新しい理事長に引き継いでもらうということで承諾をとっております。

宮國委員長

この審議委員を我々が選定するにあたっては、宮古島市におけるところの各界、各層からの人選でございます。

15名の審議委員会委員の提案がございました。ご検討ください。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

教育部参事

それでは、議案第36号について、原案のとおり可決してよいですか。

(異議なし)

では、議案第36号については、原案のとおり可決されました。

與那嶺参事

それともう1点。校区審議会条例第2条で審議会委員については学校の配置計画及び校区の編成について諮問を行うとあるんですが、学校の配置計画につきましては、学校規模適正化検討委員会および教育委員会の中で基本方針は出されていますので、今回の校区審議会については、校区の議論についてのみお願いしようと考えています。

宮國委員長

これは諮問の仕方だと思います。校区の部分についての諮問をすれば議論はそれに集約されると思います。

教育部参事

二段構えで急を要するものとしては来間、下地。それから将来的なものとしては、平良と周辺のものについて議論していただこうか

と思っています。

宮國委員長

これは校区の議論になるわけだから、任期は二ヵ年ですから、現在の適正化を進めていく中で具体的に見えてくるというのは2カ所。我々は適正化検討委員会の答申を受けて、それを見直しながら適正化計画を立ててあります。そうすると校区を今から議論していかないとならないのは、下地の場合には進めないとならない、次は宮原、それから城辺、伊良部の形があります。

そして学校現場になるんですが、とりあえず見えている形については、この委員会ではどういう形の取り扱いになりますか。まだそこまで踏み込んだ諮問という形にはならないわけですか。

教育部参事

この2ヵ年間の任期の間については、旧平良市の中の、例えば現在の久松校区。実は今の生徒数の増加、人口の増加を考えると、近いうちまた教室が足りなくなってくる可能性があります。ただ現在の学校の敷地の中ではそろそろ難しいかなと思っていますので、とりあえず、久松と平一、北小の校区を将来的にどう見直していくのかということです。そのへんも議論して頂こうかと思っています。南も含めてです。

宮國委員長

それと今の久松・南・平一・東・北、この校区の中で、今の学校規模の中で収まらないという状況も将来生まれてくるわけなんです。想定されるわけなんです。

教育部参事

基本方針の中での学校規模からすると、問題は無いはずなんですけれども、現在の既に校舎の改築が終わっている久松。そして北小、平一もそうなんですけど、北についてはある程度人口が少なくなっていくという予想はされていますけども、そのへんの校区の取り扱いもどうするのかかなということもあります。

宮國委員長

問題は、今話されている学校の規模で、収容出来る数があれば、校区の線引きを工夫しながら収容していくというのは可能なんです。将来的に例えば久松が爆発的に生徒の数が増えたとしましょう。そしたら今の学校敷地の規模で、本当に収容しきれるかどうかっていうふうな部分も問題が出てくる。そうすると、南も増えるという状況にあるそうですね。

教育部参事

今、この5年間の建築の状況を調べているんですが、確かに用途

区域の外側、環状線の久松と東、その部分に専用住宅じゃなくて、共同住宅がものすごい勢いで建っているんですよ。特に久松は共同住宅が多い。別の校区のほうは専用住宅が多いんですけど、この校区に関しては、共同住宅の建築が相当増えてきている。ただ、伊良部架橋後に久松の周囲が本当にどうなるかというのが予測がつかないんですけど、それはそれでまた人口動態の調査をしてそのときに対応していくという形にしたい。

宮國委員長

校区というものを考えていくときに、学校を中心にするところの校区の制定が今後は望まれるなどというのはありますね。是非そのへんを押さえながらの諮問として、無理のない校区設定をお願いしたいと思います。

※その他 平成26年度一般会計当初予算（要求）（教育費）について

※その他 12月定例議会一般質問要旨・答弁について

宮國委員長

本日の日程はすべて終了となりました。

以上をもちまして、本日の定例会を終了します。